

宇佐宮莊園の成立過程

河 野 泰 彦

序 言

第一章 封戸

(一) 封戸の成立と分布

(二) 封戸の内部構造

(イ) 封民の管理

(ロ) 封民の構成とその経営

(ハ) 封民の負担

(三) 他の寺社との比較

第二章 神領莊園の成立

(一) 封戸の莊園化

(イ) 郷

(ロ) 庄

(二) 位田供田の莊園化

第三章 神領莊園の擴大

(一) 開墾による擴大

(二) 買得による擴大

(三) 奉寄による擴大

結 語

序 言

古代末期から中世にかけて歴史に重大な影響を与えたものの一つとして寺社を忘れられない。これら寺社勢力の根源をなしたものは寺社領であり、これを究明することによつて歴史の一部は解明される。この意味で伊勢神宮と併せて二所宗廟と称され、又西国の信仰の中心として崇拜された宇佐神宮領莊園の成立過程を研究し、併せて辺境型の社会を解明しようと思う。

宇佐神宮の経済的收源は奈良時代初期では封戸・位田の律令制に基づいたものであるが、平安時代を通し律令制の崩壊について次第に莊園化した。従つてこれらの過程を通して神領莊園の成立について論述する。

第一章 封戸

(一) 封戸の成立と分布

宇佐神領の最も古い形態として記録されているのは封戸で、それ以前の状態は明らかでないが、代々大宮司を継承した宇佐氏と宇佐宮とは深い関係があつたようである。即ち神武紀国造本紀に「宇佐国造」^①とあり、これが宇佐氏の祖であり、又大田亮氏は和名抄記載古郷分布より「宇佐國は後の宇佐郡であり猶上毛・下毛二郡もその管内であり、三郡二十一郷の地が密接して文化地帯をなしていたであろう」^②と述べている。斯様に考えれば宇佐氏は三郡を支配する氏族であり、氏族統一繁栄のため宇佐宮を祭つたのであらう。従つてこの時代の宇佐宮は私的性格を帯びその経営に當つても氏族の力、具体的には宇佐氏の田莊が經濟的收源であつたと考へる。

大化改新によつて私地私民が廃され、私的宇佐宮が公的宇佐宮と變り、その經濟的基礎として封戸が宛給された。即ち天平十二年に藤原広嗣の乱平定御報養に初めて封戸二十戸を給い、同十八年には聖武天皇の御病を祈つて驗があり三位に敘し位封四百戸を給い、更に天平勝宝二年には大神に封八百戸^(前四二〇戸新加三八〇戸)^③を給つてゐる。しかし同七年神託によつて全部朝廷に返納した^④。天平神護二年比咩神神封六百戸を復し、天慶の乱御報養に三十戸を給い結局六百三十戸が固定した^⑤。次にその分布をみると、

豊前國四百戸

(1) 上毛郡は百戸であるが郷名が記されていないので分布が明らかでないが、山田郷多布郷に存在したと思われる。即ち山田郷内に角田があり、これが角田庄の名残りであり、この庄は上毛の御封田の庄園化したものであるから、又多布郷は寛平元年の石清水文書に「上毛郡多布郷封民」とある。これが妥当であれば郷内全封戸である。

(2) 下毛郡は百戸で大家・野仲の二郷であるから郷内全封戸である。

(3) 宇佐郡は二百戸で辛島・向野・高家・封戸の四郷であるから郷内全封戸である。

豊後国一一五戸

(1) 国東郡は六五戸であるが、本封五〇戸・加封一五戸である。豊前国が郷内全封戸である事から宇佐郡に隣接した来繩郷は本封五〇戸であり、加封一五戸が安岐・武蔵の二郷内に散在したと思われる。

(2) 大野郡は五〇戸であるが、郷名が記されてないので不明であるが、一郷全封戸であれば「・・郷」と記載すべきであるがそうでないところから郡内に散在したものと思われる。

日向国一一五戸

(1) 臼杵郡六五戸であるが大野郡と同様散郷に散在したものと思われる。

(2) 児湯郡五〇戸であるが大野郡と同様に考えられる。

以上の考察から封戸の分布状態を二形態に分類出来る。一つは宇佐宮を中心とする上毛・下毛・宇佐・国東の一連の地域で、他は大野郡・日向国に散在する地域である。

(二) 封戸の内部構造

(1) 封戸の管理

封主と封戸との関係は経済上に限定され、而もその中間に律令政權が介在した。即ち大同三年の太政官符に、封戸からの雑物を太宰府と官司とが共に出納する定めであるが、太宰府が遠隔であるので国衙が代行する事を定めている。これは律令政權が封戸の収益の出納に干渉したもので、こゝに大化改新の根本原理が貫かれている。又宇佐封戸は神戸である事から中央神祇官の管理も受けた。^⑦要するに宇佐封戸は封戸として経済的には公的権力を媒介として封主と関係し、封戸たる性格において神祇官の管理を受け、祭祀等の信仰面において宇佐宮と直接関係したのである。

(口) 封民の構成と経営

宇佐氏が国造であり他の国造と同様部曲・奴隷を私有したと考えられる。従つて宇佐封戸はこの部曲が解放され公民たる資格において封戸關係に発展したものであると思われる。^⑧井上光貞氏は「部曲は一心自給農民であり領主(広義)の為に租税を收め賦役に従うものである」と述べている。この説に従えば、部曲は自宮民であるから郷戸主を中心とする大家族制が考えられる。従つて大化改新は私地私民を廃して中央集権政府に直屬させたのであるから大家族制を崩壊させたのでなく、単に領主(広義)の転換に過ぎない。それ故解放され封戸關係を結んだ封戸の農業経営も大化前のそれを繼承するものと考えられる。宇佐封戸が如何なる家族構成及び経営をしていたかを知る直接史料がないが、比較的これに近い豊前国仲津郡の戸籍をもつて推察すると、寮部百江は四町六〇歩の田地を持ち、家族構成は直系親族五・傍系親族一・寄口二四であり、大多数を占める寄口の労働力によつて経営した事がわかる。一方筑前国島郡の大領肥君猪手は、一三町六反一二〇歩の口分田を持ち、その家族構成は直系親族二九・寄口一四・奴隷三七・不明一三であり、寄口よりも奴隷に主体が變つてゐる。この相違の原因は猪手が郡大領である關係上多数の奴隷をもつてゐる事にもよるが、それよりもこれは家族構造の発展段階の相違から来るものである。これからして宇佐封戸の家族構成も古代家族へ発展しているが未だ親族共同体の性格が多分に存してゐたであらうし、その経営も親族寄口によるものであり、次第に家父長的自家経営即ち家内奴隷による経営へ進展しつゝあつたものと思われる。

(ハ) 封戸の負担

封戸の負担は大宝・養老令では公課戸が國家に対して負うものゝ大部分、即ち田租の二分の一調庸乃至雑徭の全額であつた。しかし和銅七年に至つて封租も全給するようになった。^⑨延喜式の規定によれば封戸一戸は正丁四人・中男一人・田租四〇束とした。又調庸も代納出来、庸は三二束八把・調は六五束に相当する。従つて封戸一戸の負担は一三八束四把となる。これより宇佐封戸全体の収益を算出すると八六八四〇束となり、石に換算すると四三四二石となる。しかしこれは規定上の算出であり、実際に行われたか疑問である。何故ならば日向の封戸は一一五戸であるから正丁四六〇人・中男一五人となるのに、実際

は三二三人の封民を給されている。^⑮又天平勝宝七年御封田の利用価値が少い理由で封戸全部返納している。

(三) 他の寺社との比較

大同三年の牒によつて作成した新抄格勅符抄によれば、伊勢大神一三三〇戸、大和神（大和）三二七戸、氣比神（越前）二四四戸、住吉神（摂津）二三九戸の順となつている。これは時代によつて多少の変化があるうが、平安初期では宇佐宮は伊勢宮に次ぐ多数の神戸を所有していた。しかし東大寺の五千戸に比較すれば神封全部も及ばない。

註

① 大宰管内志宇佐郡三。

② 姓氏家系大辞典宇佐祭。

③④ 続日本紀十八、十九卷。

⑤ 国史辞典宇佐八幡宮条（富山房）、宇佐大鏡。

⑥ 類從三代格。

⑦ 延喜式。

⑧ 井上光貞氏著「部民史論」に、部曲が封戸に変質して庄民化すると述べている。

⑨ 井上光貞氏著「部民史論」、尙清水三男氏も同様な事を「上代土地關係」に述べている。

⑩ 大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍（大日本古文書）。

⑪ 大宝二年筑前国島郡川辺里戸籍（大日本古文書）。

⑫ 渡辺義通氏著古代社会の構造。

⑬ 宇佐大鏡。

第二章 神領庄園の成立

(一) 封戸の庄園化

封戸制は封主と封戸との中間に公的権力が介在しているから庄園化をさまたげるものであるが、これは公的権力が健在の場合であつて、そうでない場合は容易に封主と封戸との關係は直接的になる。宇佐封戸の場合その兆が九世紀末既に現れている。即ち寛平元年の石清水文書に、

一応レ停レ止諸封并宮寺堺地令レ出入府国使一事

一応レ停レ止諸国官人強ニ負臨時雜役一事

宇佐宮莊園の成立過程

とあつて寛平元年すでに府国使の入勘を停止している。これは明らかに公的権力の支配から脱却し直接關係を結ぼうとする動きである。しかし律令政治が行われる限り、班田制・租庸調制と共に存続される。従つて封民の逃亡・死亡等による封民の減少に対して補填する義務がある。封戸制の本質からすれば封民の代に封民をもつてするのが当然の理であるが、律令政府の弱体化により永承年中以後は相当困難のようで、その補償として寛治七年に (1) 封民の填入 (2) 未開地の寄進 (3) 墾墾田の寄進の三種が行われた。^② 即ち三一人の代として二十九人を補填し、二四四人代として国司が荒野を寄進し立券開允し、諸県庄・富田庄・浮田庄・那珂庄・田島庄等を設けた。更に四十人代として淺田・船津・近地・田畠・阿蘇宮・二季祭饗料田・法元寺領田・不動寺講田を寄進している。このように補填に大部分を土地を以つてした事は「戸」から「土地」に主体性が移行したのであつて封戸制の崩壊——庄園の成立を示すものである。封民の減少の代としての庄園化の外に封戸が固定してそのまゝ庄園化した十郷三ヶ庄がある。^③ 即ち下毛郡の大家・野仲郷、宇佐郡の封戸・向野・高家・辛島・葛原郷、國東郡の柔繩・安岐・武蔵郷の十郷と、大野郡の緒方庄・日向の宮崎庄・臼杵庄の三庄である。以上述べた如く封戸が庄園化し「郷」と「庄」を形成した。この二形態について考察する。

(イ) 郷

律令制に基づく行政区劃の一つである郷は、大化改新の際の一里五十戸が靈龜元年に郷に改められたのに端を発するが、これは戸口上の区劃である事は云う迄もない。従つて三國七郡の封戸中、宇佐郡の辛島郷が戸口が超過して余戸をもつて辛島郷内に新に葛原郷を新設している。この律令制の郷がそのまゝ庄園化しその名称が継承されているもので、これに属する地域は前述の宇佐宮を中心とする地域である。この地域は大化前は宇佐氏の支配下にあつた由緒ある地であり、又水便よく農耕適地であり、又住民は祭祀に直接参与する等、宇佐宮とは緊密の關係にある地域である。

(ロ) 庄

庄と称する所領は仕領の一般的形態で全国的にみられる傾向である。宇佐神領の場合庄に麥實したのは大野郡・臼杵郡・見

湯郡に散在する封戸で、前者に比べれば領主の支配困難の遠隔にあり、歴史的にみてもさして深い関係はみられず、又封民補填として設けられたものが多い事から宇佐宮との関係は経済的關係に留まるものと思われる。特に「起請庄田」^④と呼ばれている事はその事を裏付けるものである。

以上の事から判断して「郷」とは精神的關係において最も密接不可分離であるのに対し、「庄」とは物質的關係に過ぎないものとする。清水三男氏も「郷」においては郷民「人」と云う要素が重んぜられ、荘園が荘田「土地」と云う要素が強いと述べ、更に郷民が荘民よりも人格が認められる事がより多かつたと述べている。^⑤

(二) 位田・供田の庄園化

天平勝宝二年大神に位田八十町・比咩神に位田六十町を賜り、又同年間に公家が供田十二町を奉寄している。これは主として筑前・筑後・肥前國に散在し、國衙領と錯綜していた。これが寛弘年間頃から庄園に変質した。即ち宇佐大鏡に、

御位田百三十町、御供田十二町、或御油料等也、抑根本者散在諸郡之間、國使入部之故且公損、且神事懈怠之故、以見作散在御封田、令相傳國領見作荒野、差三四至二各所、為二箇之神領也、

とあつて位田・供田・油田が十七ヶ庄に転化した。この中に上毛郡の御封田も含まれており、庄園化の原因は國領と錯綜しているからこれを一円化する事にある。十七ヶ庄とは、豊前國では角田新開・津隈・貫・到津・勾金の各庄で、豊後國では田染・石垣の庄、筑前國では綱別・椿の庄、筑後國では小家・守部・小河の各庄、肥前國では米多・赤目・大町・大町の庄である。

此等の庄の分布状態をみると、豊前國では筑上・田川・京都・規矩の四郡にまたがり、すべて散在御封田が基盤となつてゐる。豊後國では田染庄は来縄・安岐郷の中間にあり、石垣庄はその南部に位置する。これ等の庄の成立原因は判明しないが、位置からして封民の出作でないかと思われる。筑前國では嘉穂郡であり、田川郡の西部で接しているから同様の事が考えられる。筑後國では浮羽郡で嘉穂郡の南であり、何れも位田が中心をなしている。肥前國の四庄はその所在が不明である。

以上の分布状態から分るように封戸田、又は位田が中心をなしてその周囲を拡大して立券したようである。立券の年代は到津大町庄が一番早く寛弘年間であり、遅いのが康和である。

註

- ① 八幡大菩薩行事例（大日本史料第一編の一）。
② 宇佐大鏡。
③ 宇佐大鏡。
④ 宇佐大鏡。
⑤ 清水三男氏著日本中世の村落。
⑥ 続日本紀・宇佐大鏡。

第三章 神領庄園の拡大

前章で述べたように庄の成立が即ち神領の拡大であり、又全体からみれば一円化であるが、本章では完全な庄を形成しない常見名田について述べる。

庄園の拡大は大きく分けて二つの方法がある。一つは本庄を基盤として拡大する方法で、他の一つは既成庄園とは別個に神領に加える方法である。そして此等の拡大は開墾・買得・奉寄の形をとって行われる。

(一) 開墾による拡大

一般の庄園と同様多くの未開地を内包して立券するが、一応庄園の成立を終れば本庄を基盤として内外に拡大を行う。古代においては開墾は容易ならぬ事である故、一定の基盤を持つて周囲を開墾し拡大していく事は最も安当な方策である。神領庄園においても多くこれが行われた。① 即ち岡富別荷は起請田二八町であり白杵庄内の荒野に別符を立て開墾したのである。又宮崎庄は御封田三五町九反に起請田百六町が拡大され、更に同庄内に渡別符（五九町七反二〇）、竹崎別符（二三町）、村角別符（五一町八反）の三別符を立て約百五十町の田地が開墾されたのである。尚この外に田原別符等があるが省略する。

(二) 買得による拡大

奈良時代頃迄は神税の三分の二が神官に授けられる定めであつたので神官は土地から遊離した存在であつたが、庄園が起るに至つて神官も直接庄園に関係する事となつた。その結果神官の土地売買が行われ、中でも大宮司の買得が著しい。^②宇佐大鏡によれば大宮司として公則・公順・公通等の名がみえるが、公通の買得せるものが多い。筑前国上座郡池田村附近と考えられる野津手浦は公順が買得し、更に二季祭の御幣紙庄として奉寄し、自己は本家職又は預所職を保留したものと考えられる。又公通は筑前国御笠東郷府中余部村田井在家島地等を大監御春幸重より買得している。買得地は大宮司が多いが、その一部が神用に供されているので広義の神領に入れるべきであらう。

(三) 奉寄による拡大

宇佐宮が奈良・平安時代にかけて神徳顯著となり皇族・貴族に至る迄崇拜の的となつた。従つて信者の寄進が盛んに行われた。即ち永保年中規矩郡内長野庄を太宰帥中納言藤原朝臣資任によつて寄進されている。^③又応和三年肥前国の油山を源朝臣が奉寄している。このように貴族等の奉寄せるものが多い。

註 ①②③ 宇佐大鏡

結 語

以上述べたように、封戸制は律令政府によつて生まれた制度であるが、律令政治の矛盾の結果自らこれを崩壊させ庄園制へ促進したのである。かくして成立した庄園は年を追うて拡大され、鎌倉初期には豊前・豊後・日向・筑前・筑後・肥前に亘る約八千町歩を超える大領主として西國の一大勢力を形成したのである。しかしこれも庄園内に武士階級が成長し次第に庄園を侵蝕し建久年間を絶頂として停滞、次いで次第に衰退し変質して行くのである。この点については紙面の都合上後に譲ることとする。(国東高校伊美分校教官)